

(名称)

第1条 本会は大阪市立大学理学部同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は次に掲げる目的を達成しようとするものである。

- (1) 会員相互の親睦を図り、連帯を強固にすること。
- (2) 理学部・理学研究科の発展に寄与すること。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員間交流の促進と交流の場の提供
- (2) 理学部・理学研究科の活動支援
- (3) 理学部構成員の活動支援
- (4) その他本会の目的に沿った事業活動

(本会の会員)

第4条 本会の会員はつぎに掲げるものをもって構成する。

- (1) 理学部卒業生、理学研究科修了生、博士学位取得者、在籍経験者
(2026年4月以降は、大阪府立大学理学系も含める)
- (2) 現職教職員、退職教職員
- (3) 学生、大学院学生、研究生など
- (4) その他本会の趣旨に賛同するもの

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名(会務担当、会計担当)
- (3) 幹事(会計補佐、会報担当、庶務担当等)
- (4) 相談役若干名(理学研究科長経験者等)
- (5) 会計監査2名

2. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 会長は本会を代表し会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し以下の会務を分担する。また、会長に支障のある時は代行する。
3. 副会長のうち会務執行担当者は別に定める事務局において会務執行を統括する。副会長のうち会計担当者は会計事務を統括する。

4. 相談役は役員会を構成し、会務に関する必要な事項を審議する。

(役員を選出)

第7条 会長の選出は総会において選出する。

2. 副会長、幹事、監事は総会の議を経て会長が委嘱する。
3. 相談役は次条に定める役員会の議を経て会長が指名する。

(会の運営と会務の執行)

第8条 本会の運営は役員会の議を経て行う。役員会は会長、副会長、幹事、相談役、会計監査を持って構成する。

2. 役員会は会長の招集により、少なくとも年1回は開催しなければならない。
3. 役員会は以下に掲げる事項を審議しこれを決定する。
 - (1) 事業報告(案)及び事業計画(案)
 - (2) 予算(案)及び決算(案)
 - (3) 会則の改廃に関する事項(案)
 - (4) 会長が諮問するその他の事項、および役員会の会務に関するその他の事項
4. 役員会は前項の(1)から(3)に関する事項については、これを第10条以下に定める総会に提案し、その議決を求めなければならない。ただし、会長が緊急と認めた事項に関しては役員会が総会に代わって議決を行うことができる。その際には事後に総会、の承認を得なければならない。
5. 会務の執行は会務担当副会長が会計担当副会長と協力して、事務局員の補佐のもとにこれを行うことができる。
6. 会務のうち会長が必要と認めた事項について、会務執行担当副会長は諮問委員会を構成して、その助言のもとに会務の執行を行うことができる。
7. 会務に必要な事務経費、行事および役員会のための交通費、日当(または時給)に関しては別途内規として定める。

(総会)

第9条 理学部同窓会総会は会長が招集する。

2. 総会は、少なくとも2年に1回開催しなければならない。
3. 総会は、以下に定める事項を審議し、これを議決または承認することができる。
 - (1) 事業報告及び事業計画
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 会則の改廃に関する事項
 - (4) 会長および役員を選出に関する事項
 - (5) その他会長が承認を求める事項
4. 総会の議決は出席者の過半数をもって行う。
5. 総会は当該会期ごとに出席者の中から選出する。

(総会の招集)

第 10 条 総会は、少なくとも 2 年に 1 回開催しなければならない。

(会計)

第 11 条 本会の活動に伴う経費は、会員の納付する会費および、本会への寄付金をもって充てる。

(事務局)

第 12 条 本会の事務局を田中記念館同窓会室に置く。ただし、別に理学部内に会員懇親と事業活動の拠点を設けることができる。

付則

1. 本会の会則の改廃は、役員会の提案に基づき、総会の議決によって行う。
2. 本会則は平成 21 年 11 月 3 日より施行する。

令和 3 年 (2021 年) 11 月 3 日 会則改訂

2021 年 11 月 内規 :

1. 役員等の活動に要する交通費は実費とし、活動手当は移動時間を含めて時給とする。ただし、上記に関して、別途支給されている場合は支給しないこととする。
2. 行事、役員会参加のための交通費は支給する。ただし、別途大学より交通費が支給されている場合は支給しない。
3. 行事における日当 (または時給) は支給する。ただし、別途大学より支給されている場合は支給しない。